

平成25年度 奈良労働局公共調達監視委員会議事概要

平成26年2月18日(火)

14時00分～16時00分

奈良労働局局長室横会議室

1. 局長挨拶

2. 出席者

監視委員 中川和男(弁護士)、青木幸子(税理士)、藤森 茂(大学准教授)

労働局 荒川局長、長澤総務部長

事務局 大友総務課長、徂徠総務課長補佐、田川会計第一係長、
窪田会計第二係長、森本会計第一係主任、

3. 奈良労働局公共調達監視委員会運営要綱の改正について

事務局より運営要綱の改正案について提示し、委員に承認された。

平成26年2月18日 即日施行

4. 審議対象案件の抽出について

奈良労働局公共調達審査会の審議対象案件全て(公共工事9件・物品役務等9件)の対象案件の中から、運営要綱第6条の規定に基づく契約金額が1,000万円以上の公共工事は該当なし。契約金額が500万円以上の物品・役務等においては、競争入札1件を抽出。運営要綱第6条第三号に基づき、500万円未満の公共工事の競争入札3件、随意契約2件、物品・役務等について競争入札2件を抽出し、審議対象(合計8案件)とした。

(1) 競争入札案件	公共工事	3案件
	物品・役務等	3案件
(2) 随意契約案件	公共工事	2案件
	物品・役務	該当なし

5. 審議対象案件に係る個別審議

中川委員長より冒頭 運営要綱の改正案(第6条第3号を追加)に基づき、「今から改正要綱を施行する。公共工事の競争入札から始め、次に、物品・役務も同様に競争入札・随意契約の順に行う」との指示を受け審議が進められた。

(1) 一般競争入札【公共工事】案件審議

■案件1-1「桜井労働基準監督署バルコニー手摺り取替工事」

【事務局】耐用年数等を考慮し、当初ステンレス素材を計画していたが、整備局等

の意向もあり木材で行うこととした。

【委員】 木材に変更した時に予定価格を変更していないのはなぜか。
木材での見積書等をとらなければ比較ができないのではないか。

【事務局】 木材に変更したことによる見積書はとっていない。
前年度から計画し予算要求しており、その示達があったことからその予算内で行うこととしている。整備局の意向や公共建築物の木材利用促進ということもあり木材に変更したものである。

【委員】 予算内で行うのは当然のことである。今、言っているのは、素材をかえたことによって予定価格の変更はなぜ行わなかったのかということである。根本的に違うものであるので、やり直す必要があったのではないか。
プロセスが一つ足りないのでは。

【事務局】 今後、予算要求時と調達時の仕様等が変更になる場合の予定価格の算定について、現実的な対応ができるよう検討することとする。

■案件1-2（随契2-2）「下市公共職業安定所外壁改修工事」

（入札が2回不落札に終わったため、予決令99条の2により入札の最低価格者から随意契約を行った。）

【委員】 要求額に対して予算示達が少ないというのはどういうことでこうなるのか。

【事務局】 当局の場合要求額より予算示達が少ないのは当該事業だけであるが、近年は、予算削減の折から厳しい査定がされており、満額査定されないのは、金額や事業の規模等、全体的な枠の中で査定されているものと思われる。

■案件1-3（随契2-1）「大和高田公共職業安定所 自転車置き場拡張工事」

（入札が3回不落札に終わったため、予決令99条の2により入札の最低価格者から随意契約を行った。）

【委員】 要求より多く示達されているのはなぜか。

【事務局】 示達は千円単位でくるので、500円が千円の単位に切り上げられているためである。

【委員】 この事案は先ほどと違い、要求通りに予算がきたことになるが、違いは何か。

【事務局】 大きな工事であれば、多少の値切りができるのではないかという判断もあるためと思われる。

(2) 一般競争入札【物品・役務等】案件審議

■案件3-1 「求職者支援訓練ガイドブック（夏・秋・冬・春号）の印刷」

■案件3-2 「雇用保険の失業給付・受給資格者のしおりの印刷」

（案件3-1・3-2は同一業者が落札のため、一括して審議）

【事務局】 予定価格を高めに設定してしまっているところがある。

【委員】 3-1は前回と今回の参考見積もりにより予定価格を算定しており、3-2は前回の実績とインターネットの市場価格を参考としているが、なぜ算定方法が異なるのか。

【事務局】 通常は、3-2のように前回の実績2者とインターネット等の市場価格調査による計3者の平均を参考にしているが、3-1の場合の印刷は、1回目に作成したものがあり、2回目3回目は部分的に変更するだけなので安くできると思われる。そのため市場価格は参考にならないと考え、業者に見積書を徴したところである。しかしながら、業者に確認したところ、1回目300円かかったとして、2回目は原版があるため、100円でできるかもしれない。ただどれだけの変更が生じるかわからないため、見込み額を立てることは困難であるとのことであった。

【委員】 3-1は、前回落札しているため原版があり安くなり、3-2は、原版がないから高くなっているということか。

【事務局】 3-1は原版があることから安くなっている。3-2は奈良の版はないにしても、法律の改正などで、全国一律のものである為、他局の版があれば部分的に奈良のものにするのみで作成できる。県外の業者なので、最近同じような印刷を行ったことがある可能性もあり、3-1と比較すると落札率は高くなっているが、入札参加者の中では安価であったと思われる。

■案件3-3「奈良労働局固定電話回線サービス提供契約」

【委員】 見直すことによってかなり変わるものである。

【委員】 契約は単年度なのか。複数年度なのか。

【事務局】 期間の定めのない契約となる。

【委員】 複数年度契約の場合、契約期間満了前に途中で契約を変更した場合の違約金等が発生することが気になった。

【事務局】 以前の契約業者の場合は違約金があったが、今回の契約業者は違約金等は一切必要ないと確認済である。

以上をもって審議は終了し、委員長より審議の結果において、運営要綱第9条の規定による局長への意見の具申及び勧告は無い旨の報告がなされた。